

第8回 国立市介護保険運営協議会

平成29年1月20日（金）

【林会長】

皆様、こんばんは。定刻となりましたので、第8回国立市介護保険運営協議会を始めたと思います。

まず最初に、諮問であります。次期計画策定について諮問がされます。事務局、お願いします。

【事務局】

本日は、第7期国立市介護保険事業計画及び第5次国立市高齢者保健福祉計画策定の諮問書を国立市長、永見理夫より林会長に手渡しさせていただきます。

では、市長、お願いいたします。

【永見市長】

諮問書

介護保険事業の運営及び老人福祉計画に関する下記事項について、国立市介護保険運営協議会規則に基づき、貴協議会に諮問いたします。

記

1 第7期国立市介護保険事業計画案及び第5次国立市高齢者保健福祉計画案の策定について

よろしくお願いいたします。

【林会長】

お預かりします。

【永見市長】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

済みません。市長はこの後、まだ公務がございまして、途中ではございますが退席させていただきます。

【永見市長】

済みません。失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【林会長】

議事に戻りまして、2番目は、議事録の承認についてであります。前回の議事録について、何かお気づきの点はございましたでしょうか。あるいは、事務局に何かご連絡ありましたでしょうか。

【事務局】

連絡はございませんでした。

【林会長】

そうですか。はい。委員の皆様からも特にならなければ、議事録について承認とさせていただきます。

3番目に、事務局紹介とあります。1月1日付で人事異動がありました。事務局から報告していただきます。

【事務局】

それでは、事務局の紹介ということで、実は1月に人事異動がございまして、事務局を担当しております高齢者支援課で職員の異動がございました。内容といたしましては、

高齢者支援係に所属していた長田という職員が市長室への異動。そして、介護保険係で主事をやっておりました田中という職員が、介護保険係から課の中の異動ということで高齢者支援係へ異動しております。そして、介護保険係で今度、1月から新人で山口という職員が就任しておりますのでご報告申し上げます。

担当者名簿というのが資料ナンバー24で本日、配布させていただいておりますので、人事異動後の体制につきましてはこちらの名簿をごらんください。

それでは、今回採用されました山口でございます。

【山口主事】

山口穂菜美と申します。よろしくお願いたします。

【事務局】

異動の報告でございました。

【林会長】

ありがとうございました。議題の4は、計画策定における検討項目についてです。計画策定に向けて、審議内容等について、事務局から説明していただきます。

【事務局】

それでは、計画策定における検討項目ということで、資料ナンバー25、こちらが本日配布させていただいた資料でございますが、こちらをごらんください。

タイトルといたしまして、仮称ではございますが、国立市地域包括ケア計画。これは第6期の、こちらのオレンジ色の事業計画でも、サブタイトルとして「国立市地域包括ケア計画」という名称を入れさせていただいているところですが、介護保険のみならず、他の施策についても含んだ形で地域包括ケア計画という形で事業計画を策定していくということは、国からも指針を示されているところでございます。ですから、諮問書上は、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画というところで諮問書を作成させていただいておりますが、最終的には地域包括ケア計画という位置づけでの計画を策定していきたいというところで、今回、資料ナンバー25には「国立市地域包括ケア計画（仮称）」という形でタイトルをつけております。

こちらが、今後の大まかなスケジュール感と、それから計画の内容というところを簡単に箇条書きで示させていただいている資料となっております。審議のスケジュールといたしましては、今現在、平成29年1月ですが、おおむね1年間ほどを予定しております。平成30年の1月ぐらいまでに答申が出せればと考えております。

この下のところに、第六期の介護保険事業計画を策定したときの審議の大まかな、ほんとうに大まかでございますけれども、諮問から答申までこういった形のプロセスを経たかというものを簡単に示させていただいております。諮問が平成25年12月20日。その後、答申は平成27年の、最終的には2月にもつれ込んだところではございますけれども、これは27年度の法改正が、最終的に法改正の内容が指し示されて、保険料の決定の部分ができるところまでの資料がそろうまでに時間を要したところがありまして、2月になったところでございます。

この間、運営協議会が16回開催されておまして、運協主催での「市民の意見を聴く会」というのは開催していないのですが、事業計画の市民向けの説明会というのは事務局で開催させていただいているところです。

先ほど、介護保険事業計画のほかに高齢者保健福祉計画についての策定の諮問も市からさせていただいたところで、従来、介護保険の事業計画につきましては、保険事業の部分についての計画を策定しているところでしたが、介護保険法の中で高齢者の保健福祉計画、法律的には老人福祉法に規定される老人福祉計画というところになるのですが、

介護保険事業以外の福祉計画についても一体的に計画を策定していくということが法律に位置づけられており、昨年の12月に条例を改正した上で、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして今後策定していくことになっております。

これにつきましては、従前の介護保険運営協議会でも何度か説明させていただいているところでございますが、その福祉計画が今回、審議事項として入ってきたというところになりますので、主な計画の内容として、従来は介護保険事業計画のサービス量の推計、サービス量から推計された保険料、それから、保険料の低所得者対策や、サービス提供の基盤の整備、在宅療養体制の基盤整備、地域支援事業の充実と介護予防給付の見直し、認知症支援策、生活支援サービスについて、前回の第六期の事業計画の際には取り組んだところでございます。

これに加えまして、高齢者保健福祉計画、いわゆる私どもの専門用語でいうと、一般会計といわれている、介護保険料が投入されないような部分の福祉計画につきましても、今回、審議事項として入ってきました。こちらの計画につきまして、主体として市当局が従来、福祉計画に位置づけていた施策が、地域包括支援センターの機能強化、地域包括ケア推進会議の運営方法の検討、地域での支え合いの仕組みづくりと継続的な支援、生きがいを持って活動していくための情報整理と仕組みづくり、高齢者の知識と経験を生かした活動をビジネスにつなげる行政支援、行政による側面的支援、心と体の健康維持、地域老人クラブ・自治会の力を生かせる方法の検討、委託事業の見直し、財政改革審議会の設置検討。

そして、裏面にわたっておりますけれども、個人情報取り扱いへの配慮、専門機関と行政の情報交換、加齢による変化に対応できる住まいのバリアフリー化の推進、自立支援住宅改修事業の周知、サービス付高齢者住宅建設の促進検討、シルバーピア（生活援助員）の活用継続、不動産関連情報の把握と提供、賃貸住宅に入居時の保証支援といった施策について、高齢者保健福祉計画において、その施策の内容を計画に位置づけてきたところでございます。

実は、この事業計画と一緒に策定されることになった保健福祉計画でございますが、こちらの計画が以前お伝えしたとおり、2011年度から2016年度まで、今年度までという位置づけでこの計画は策定されておまして、この計画の実施状況についての評価というのが、実は福祉施策の推進協議会という別会議体で昨年、中間評価が行われております。その際に、評価の取りまとめを行っておりまして、こちらにつきましては資料ナンバー26、A3判の横長の資料になるのですが、今申し上げました地域包括支援センターの機能強化といった個別の施策が書かれております。

実際に福祉施策の推進協議会では、担当課の評価を委員会に伝えると同時に、委員会からの評価をいただいております。例えば、地域包括支援センターの機能強化であれば、担当課としては、現状の取り組みを継続させるというBという評価をさせていただき、委員会の中間評価としては同じく、取り組みを継続させるBという形で評価をいただいております。

そのほか、その次のページに行ってくださいと、地域包括ケア推進会議の運営方法の検討ということで、こちらにつきましては今現在、この地域包括ケア推進会議という名称では実施されてはございませんが、やや右側の真ん中あたりに、平成23年度から27年度の事業実績というところに、「国立市地域見守りネットワーク会議として開催」というのが、上から1、2、3、4、5行目に書いてあります。

実はこの地域包括ケア推進会議につきましては、名称を改称して開催されているという形で、継続されていますよということで、担当課としては、より充実させたい。委員

会としては、これもまたより充実させるというA評価をいただいたという形で施策の評価がされています。

以下、その次の3ページ目では、地域での支え合いの仕組みづくりと継続的な支援というところで、福祉総務課で取り組んでいる「たまり場運営事業」であるとか、「支え合いまちづくり事業」につきまして、充実させるという評価が担当課、委員会から出ています。また、1枚めくっていただきまして4ページ目で、地域での支え合いの仕組みづくりと継続的な支援ということで高齢者支援課が取り組んだ「ためになる地域マップ」というのを作成したのですが、こちらのマップ作成事業について、一旦もうマップづくりについては完成を見ておりますので、見直しをしていくというC評価を担当課と委員会をつけています。

まためくっていただきまして、生きがいを持って活動していくための情報整理と仕組みづくりというところも施策内容としておりまして、こちらと同じく、「ためになる地域マップ」というところが具体的な実行した施策になりますので、同じように見直し検討という評価。

それからめくっていただきまして、高齢者の知識と経験を生かした活動をビジネスにつなげる行政支援というところで、ここにはしょうがいしゃ支援課と高齢者支援課、そして福祉総務課が担当課として計画書上は挙げられていたのですが、実際にここに関連する事業を実施していたのは、この間、しょうがいしゃ支援課と高齢者支援課であったというところです。

事業の実績としては、ここに書いてある、しょうがいしゃ支援課としては、施策推進事業の包括補助事業といった、補助を生かした形で高齢者雇用をしている事業所に対する補助を行ったであるとか、あるいは、高齢者支援課としては、高齢者食事サービス、これはご自分で食事を用意することが困難な高齢者の方にお食事を届けるといった事業ですが、こういった事業の実施に当たって、事業を担う事業所の選定の際に「高齢者の就労」という、高齢者の方を雇って仕事をしていただくということをやっているかという項目を評価の項目に入れて、事業所選定の際に加算項目という形でとったといった実績が出ております。

担当課としては、継続的に取り組んでいきたいといった中間評価をしておりますが、委員会としては、見直しの検討を凶るといった評価になっております。

そして、行政による側面的支援です。こちらは一番トップの内容だけでは、書きぶりだけですとわかりにくいのですが、実施内容としてはボランティア参加への支援であるとか、情報提供の方法を検討するといったことを取り組んでおりまして、実際にこちらの施策に沿って活動していたのが、生活コミュニティ課はNPO法人の立ち上げ等に関する情報提供を実施していたとか、それから高齢者支援課としては、市内で自主的な介護予防活動に取り組む団体の把握を行ったといったところがございます。こちらは、NPO法人の立ち上げ等に関する情報提供は継続という形での担当課評価と委員会評価。そして、高齢者支援課の自主的な介護予防活動に取り組む団体の把握につきましては、充実させる方向ということで担当課と委員会の一致した評価が出ております。

また、ページを進めていただきまして、心と体の健康維持というところで、こちらの計画の中では、スポーツクラブと提携した健康維持のための事業実施だとか、情報提供の方法の検討というのを高齢者支援課で取り組んでおります。内容としては、スポーツジムとの連携を行って、運動教室を実際に展開したり、それから介護予防事業として、平成27年度からは新総合事業と呼ばれる介護予防・日常生活支援総合事業というものを国立市では取り組んできたわけですが、その事業の一環として、筋力アップ

トレーニングであるとか、あるいは特定の予約や申し込みを必要としない「ご近所さんでレッツゴー」等といった予防事業を展開しました。こうしたところを挙げております。

また、情報提供につきましては、市報への掲載や配布、個別の事業参加勧奨等、二次予防事業の対象者については直接勧奨したりすることを行って、健康維持のための活動への勧誘を図ってきたところでございます。こちらにつきましては、担当課の中間評価としては継続、委員会の中間評価としても、継続をいただいているところでございます。

めくって進めていただきまして、心と体の健康維持というところにつきましては、生涯学習課が行っている事業として、市民総合体育館でのグリーンパス。こちらは高齢の方が市民総合体育館を利用する際に、利用料につきまして減額が受けられるというもの。それから、福祉会館等の使用料減免につきましては、福祉総務課で取り組んでおります、会議室等の利用について使用料の減免を行うといったこと。こちらも担当課と委員会、どちらも継続させるということで評価をいただいています。

そして、相談に対応できる窓口を強化というのは、地域包括支援センターの窓口強化でございますが、高齢者支援課で既に、地域包括支援センターの機能強化というところで取り上げている形ではございますけれども、そういった内容で取り組んだということで、事業の継続ということでの担当課評価、そして委員会からも同じく継続という形の中間評価をいただいているところでございます。

めくっていただきまして、地域老人クラブ・自治会の力を生かすというところで、地域見守り活動の担い手への継続した支援ということで、老人クラブが行っている、同じ老人クラブの会員の方への訪問や声かけといった「友愛活動」、こちらに対して補助金を交付して支援を行ってきたところでございます。こちらも、担当課の中間評価、委員会の中間評価、どちらもBという形で継続するべきという評価をいただいています。

そして、施策内容、委託事業の見直し。これはちょっとわかりにくいのですが、既存の福祉サービスの見直しであるとか、民間事業者の団体に積極的に事業を委託するという形で、事業の見直しを図っていきたいという内容でございます。しょうがいしゃ支援課であれば、先ほどの高齢者雇用に加算補助という、補助の対象にするといった部分がこれに該当するということ。それから、高齢者支援課でやっている部分も、これも先ほどの高齢者の知識等を生かすというところと一緒にですが、食事サービスの委託の際に「高齢者の就労」を加点項目に入れるといったことに取り組んだということで挙げてあります。どちらも、やり方についての見直し等を検討するようということでC評価が出ております。

さらにめくっていただきまして、財政改革審議会の設置というところで、こちらは政策経営課が担当した部分の、平成24年に第1回の審議会を開催して、以後、中間答申、最終答申という形でステップを踏んでおります。これらの答申を受け、市は平成26年2月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を定め、各種健全化を実施しています。こちらに関しては、スクラップアンドビルドといった事業の見直しを、これからの少子高齢社会に向けて持続可能な社会保障をどう続けていくのかというところで、担当課に対していろいろ課題が出ているところでございます。こちらは、担当した政策経営課からは、中間評価としてはAの充実させていきたい。委員会としては、現状で継続という形でよいのではないかと評価が出ているところでございます。

そして、高齢者支援課では、財政改革審議会の最終答申を受けて、高齢者支援課で実施していた「デイホーム事業」であるとか「ふれあい牛乳事業」というのが評価対象となっております。デイホーム事業につきましては、26年度に事業評価を受けたところで、この事業については固定した参加者が多い。新規参加者の拡大とともに本人負担額

の見直しが必要という指摘を受けたのですが、新規参加者の拡大というのはとりもなおさず固定したメンバーによるこの事業の利用が多かったというところで、いろいろやり方について見直しを図っていたというところがありました。そこにつきまして、担当課の中間評価としては、また見直しをしてより必要性であるとかそういったところを見ていきたいといった形でC、委員会からも同じく見直しを図るようにとC評価をいただいたところでございます。

まためくっていただきまして、個人情報の取り扱いへの配慮ということで、先ほどの委託事業の見直し等でNPO法人等の事業体への事業委託をより進めていくということが出ていましたが、同時にそれは、個人情報の取り扱いについて問題が起きるのではないかというのが計画策定時に議論がありまして、個人情報の取り扱いへの配慮というのも施策内容として入れてきたところでございます。これは、要綱や協定の内容の実施についていかに監督していくかといった課題があるということが言われていますが、実際に今でも食事サービス事業等につきましては、NPO法人を含めた民間に福祉事業についての参加をいただいております。その個人情報の管理につきましては、契約を行う際に特約条項をつけるといった取り組みをしております。そういったこともありまして、この取り組みについては継続させていくべきという担当課評価と、委員会からも同じく継続させるというBの評価をいただいております。

専門機関と行政の情報交換ということで、社会資源との協力体制構築と情報交換というのは、市以外にいろいろな専門性を持った団体であったり事業体があるということで、そういったところときちんと連携をとっていくという意味合いの施策内容でございます。実際の実績としては、権利擁護センターというところがございます。高齢者の方の権利関係について支援しているところがあるのですが、その運営委員会に市の職員が参加し、連携及び情報共有を図っているということで、こちらも、担当課も委員会も継続という形のB評価をいただいております。

資料が長いのですが、まためくっていただきまして、最後のページが住まいと環境の整備というところで、住まいのバリアフリー化の推進という施策の実施内容がございます。こちらの担当課は都市計画課と高齢者支援課でございます。都市計画課では、主に建築基準法とか開発審査会の関係で、大型の共同住宅を建設する際に東京都のバリアフリー条例等の対象となるという形でのバリアフリー化を、事業体としての共同住宅を建設する事業者に対して指導しているというところでございます。そこについては、継続という形のB評価。

それから、高齢者支援課では国立市開発行為等指導要綱施行基準というのがございまして、一定程度以上の土地の開発等を行う際にこの開発指導要綱が適用されるというスキームが当時あったわけですが、集合住宅の一定程度以上、これは20戸以上の集合住宅を建設する際に市側から、そのうちの1階部分に2戸以上の高齢者住宅を確保するようお願いするというところで、これはあくまで努力規定ですが、事業者側をお願いしていたというところでございます。これにつきましては、開発指導要綱自体が切りかえられて、国立市まちづくり条例というものになっていったというところがあります。その中で高齢者住宅の確保の努力義務というのが廃止されておりました。見直しの検討ということでC評価というところでございます。

それから、自立支援住宅改修事業の周知。こちらは、介護保険適用ではない形の住宅の改修をするというところでございます。介護保険適用と内容は似ているのですが、介護保険の認定がない場合でも一定の条件がそろえば、住宅改修に対して一般会計からの給付が行われるというところでございます。こちらは、介護保険制度が変わるたびに全て

のお宅にお届けしている「介護保険べんり帳」に、市民がそういうことが利用できますよといった内容を掲載し、また、「わくわく塾」と言われる市民啓発のためのスキームであるとか、あるいは、敬老大会が年に1回行われるのですが、そちらでチラシ等を配布するなどして周知を実施しているところがございます。これにつきましては、担当課、委員会ともB評価というところがございます。

そして、サービス付高齢者住宅建設の促進の検討。こちらにつきましては、当時、担当課として挙げられていた都市計画課と高齢者支援課があったのですが、実際にサービス付高齢者住宅につきましては高齢者支援課のみ、これに携わる仕事をしていたというところがございます。昔、介護保険運協でサービス付高齢者住宅につきまして、第6期事業計画策定の際に、どのように市町村が「サ高住」といわれるこのサービス付高齢者向け住宅の建設に対してコミットできるのか、運営に対してコミットできるのかといったところが議論されておりまして、こちらの計画での介護保険事業計画でも、どちらも注目していた議題ではあるのですが、実際は法的なスキームとしては、サービス付高齢者住宅というのは市町村が直接関与するという手だてが法的にはございません。

ですから、実は東京都がこのサ高住の建設に当たって独自に補助事業を行っていますが、その補助事業の枠組みの中で、建設する地元の所在市町村について、補助金の交付について同意基準を設けることができる。つまり、市町村が、これこれこういう内容のサ高住でなければ東京都さんに補助金は出さないでくださいと言うことができるというスキームがつけられたところを受けて、国立市における補助金の同意基準を策定したところがございます。具体的には、行政側と定期的に連携をとる会議を開催するかどうか、あるいは、国立市が行う地域ケア会議に参加していただくことを求めるという内容になっております。

1枚めくっていただきまして、最後のページ、住まいと環境の整備というところの、シルバーピア（生活援助員）の活用です。こちらは、都営アパートの中にありますシルバーピア、高齢者向けの住宅ですけれども、そこに生活援助員、LSAさんと呼ばれる人員を配置して、シルバーピアに居住する高齢者が安心して生活できるように24時間体制で見守りをしているといった事業でございます。こちらにつきましては、担当課の中間評価はB評価、委員会での中間評価はA評価というところがございます。

次に、不動産関連情報の把握と提供。これは、居住の安定確保のために整備されているさまざまな、国立市だけではなくて東京都であったり、別の部局でつけられている制度等について情報提供をしているところがございます。こちらについても、情報提供としては周知が十分ではないといった課題を抱えていますが、やり方としては継続させてこのまま発展させていってほしいということでB評価になっています。

賃貸住宅に入居時の保証支援という施策につきましては、実際に保証支援の実動をしているわけではないのですが、高齢者支援課では情報提供、福祉総務課では一般社団法人賃貸保証機構との連携を図るというところで、どちらもB評価というところがございます。

こういった高齢者保健福祉計画につきましては、皆様に以前お配りした緑色の冊子の後ろ半分がその保健福祉計画になっておりますけれども、その計画に対する事業評価というのが他の委員会で実際に行われておりまして、これを受けての策定に当たって今回、介護保険運営協議会にその策定の項目というところで、事業計画と一体的にするというところで諮問の項目に入れさせていただき、策定の審議項目にも入れさせていただいたところがございます。

雑駁ではございますけれども、資料の説明をさせていただきました。ありがとうございます

いました。

【林会長】

ありがとうございました。

今の報告について、何か質問等はございませんでしょうか。

田村委員。

【田村委員】

ちょっと確認だけなのですが、初めてこういうのをきょう、見せていただいたのですが、評価に対して担当課、委員会と分かれていたり、それから中間評価とありますけれども、中間とあるということは、評価というのは1年に2回ぐらい行われるのですか。

それから、担当課というのはここにチェックされているその担当課が、自分たちの事業に対してチェックをされているのですか。それから、委員会というのはどういう委員会が評価をしているのか。その辺のところはちょっとわからないので教えていただけますか。それと、この評価そのものがいつごろの時点に行われたものなのかというところを教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

こちらの評価が年にどれぐらい行われているのかというところでございますけれども、実際のところ、評価はこの6年間で1回だけでございます。そして、評価が行われた時期というのが、この高齢者の計画につきましては今年度2016年度の夏から、昨年8月からスタートして12月までの期間に行われております。担当課中間評価というのは、こちらの表の左側にあります担当課という、高齢者支援課であるとか福祉総務課といった、それぞれの担当課が評価をしているところでございます。こちらの委員会ですけれども、正式名称としては……。

【事務局（山本福祉総務課長）】

済みません、福祉総務課長の山本でございます。今、ご質問いただいた委員会ですけれども、地域保健福祉施策推進協議会といったものになります。そちらを福祉総務課で所管しておりましたので、ご説明させていただきます。

こちらの推進協議会なんですけれども、先日、前回の介護保険運営協議会でちょっとご説明させていただいたかと思うのですが、従来、地域保健福祉計画といったものと、障害者計画、また本日、馬場からご説明させていただきました高齢者保健福祉計画、この三つの計画を地域保健福祉計画策定委員会という、ひとつ策定を行っている委員会がございます。そちらで三つ合わせて計画を策定していたということがございます。三つの計画をそちらで合わせて策定を行っておりましたので、また今、ご説明させていただきました推進協議会で、三つの計画、地域と障害と高齢、この計画の中間評価を行う。そういった形でこれまでは計画を策定、評価を行っていたところでございます。

昨年の12月の議会で条例の改正をさせていただきます。地域と障害と高齢、この計画をそれぞれの委員会、審議会で策定させていただくというふうに、策定の方法を整理させていただいたといった次第でございます。

以上でございます。

【林会長】

事務局。

【事務局】

済みません。先ほど、中間評価について、6年間で1回と申し上げたのですが、担当

課、つまり行政サイドとしては予算執行を伴っておりますので、それぞれの1個1個の事業につきまして毎年、事務事業の評価を、資料を作成して提出する形をとっております。事務局、行政側としては毎年評価をしていたところでございます。済みません、補足でございました。

【林会長】

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにございましたら、お願いします。

事務局。

【事務局】

済みません。先ほど、山本からもありました、地域保健福祉計画の策定が行われているというところでございますけれども、先日の運協でも説明させていただいた、介護保険運営協議会から地域保健福祉計画の策定の委員として兼任をしていただくというお話を以前させていただいていたところでございます。

今回、地域保健福祉計画の策定委員会が1月中に行われるというところで、事務局として、こちらの策定委員との兼任をどなたにやっていただくかというところで、内部で調整させていただきまして、事務局としてそれぞれお願いしていきたい方について内々に打診をさせていただいているところです。学識経験者というところで林会長、それから社会福祉法人、事業所からの代表という形で林（瑞）委員にお願いしたい。そして、介護保険の被保険者の方というところで田村委員にこの兼任についてお願いしたいというところで、それぞれの委員さんに事務局からお願いをして内諾を得ているところでございます。もしこれにつきましてご了承いただけるのであれば、この場で皆様のご了承をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

【林会長】

ということで、新しく立ち上がる委員会が、もう間もなく設置されるということで、それに向けて介護保険の運営協議会というか、高齢者保健福祉施策について意見を述べるという委員が3人必要だそうで、その3人の内訳が今、課長からご紹介があった内訳でそれぞれ、私と林委員と田村委員がやってはどうかということになっております。3人はそれぞれ、やってもいいと言っておりますが、こちらの運営協議会で何かご意見がありましたら出していただき、特にないようでしたら承認ということにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

【林会長】

ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、そういったことで進めていきたいと思っております。ただ、先ほど永見市長から諮問がありましたのが、二つの計画の案を策定せよということがございます。繰り返しになりますが、一つは第7期国立市介護保険事業計画であります。これは、1年2カ月ぐらいの間は今やっている第6期ですが、再来年度からは第7期になりますので、それに向けてということで、これは今、先ほど「国立市地域包括ケア計画（仮称）の策定について」というところにありましたが、審議スケジュールとしてはこのように進めたいということで、平成29年1月、今月から平成30年1月、来年の1月までの間、第7期の介護保険事業計画の審議を進めていきたいということです。

そして、もう一つの高齢者保健福祉計画は、第5次というものの策定が私たちの課題に

なっているわけですし、その一つ前の、今、第4次の高齢者保健福祉計画が進んでおりまして、それがこの3月いっぱい終わるわけですね。

【事務局】

はい。そうですね。一応、計画上、ことしの3月いっぱい、2016年度までとなっているのですが、実際には介護保険事業計画の3年単位に合わせたいので、形式上は、現行の計画を1年延長する形の手続きを踏みまして、平成30年度で7期の介護保険事業計画が始まる際に、そこに一体的にこの高齢者保健福祉計画も同じ計画の中に項目として取り込んで、混然一体となった形で計画をつくっていきたいというのが、今現在、事務局で考えている案でございます。

【林会長】

ご説明ありがとうございます。ということでして、この3月いっぱい終わるのに4月からの案は計画できていないわけですが、今のご説明のように、今進んでいる第4次、そして先ほど、中間評価についてご説明いただいた第4次を1年延長して、介護保険事業計画と一緒に一体で高齢者保健福祉計画の第5次を1年後からスタートできるように、これから1年間、この会議で、運協で審議していこうということです。

ただ、先ほどご説明を聞いて皆さん、なかなかちょっと、いろいろな施策というか、多岐にわたる施策が次々と出てくるので、頭の中が整理しにくかったのではないかと思います。介護保険事業計画のほうはわりとすっきりしていて、いろいろな予測、人口動態とか、それから高齢者がどれくらい増えるとか、あるいは要介護ということで認定される高齢者がどれくらいあるかという予測をして、その予測に基づいてどれだけサービスが必要かということも推定して、保険料を決めてという、わりと筋が通ったというか、ある筋に沿って作業していくものなので、すっきりしているのですが、こちらの高齢者保健福祉計画のほうは、いろいろなテーマ、課題、施策がごっちゃになっておりますので、そして既に担当課や委員会の中間評価、先ほどご説明いただいたそれが出ているところでありますので、一度、こちらの運協に出す前にたたき台をつくる作業が必要ではないかと思うのです。

そこで、検討部会を立ち上げて、そこでたたき台をつくってからこちらの運協に諮らないと、なかなか生産的な議論が、審議ができないのではないかと考えておりまして、検討部会の立ち上げをさせていただきたい。そして、検討部会の部会員の選出については、正副会長と事務局に一任いただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

【林会長】

ありがとうございます。それでは、高齢者保健福祉計画の検討のための検討部会を立ち上げることにいたします。そして、部会員の選出についてはお任せいただいたということで、ありがとうございました。

【新田委員】

そこでおそらく必要な、皆さん、今、事務局から説明を受けて感じられたことは多々あると思いますが、先ほどの財政諮問会議のスクラップアンドビルドというところもあるのですが、スクラップというと格好いいけれども、逆にいうと切り捨てということになるので、そういったことが新しい事業化という、切るだけではなくて新しい時代になった事業化計画といった概念を含めて必要だろうと思っています。

この事業は**無駄ではないかと**、無駄の議論をずっとしてきているわけですが、しかしながら、次にかわるものがない限りはそこが無駄とは決して言えないわけです。

今、例えば**配食とは**一体何なのか。単純な話をすると、無駄なのかとか、そうしたら、それを一体化するとどういう話になるかというと、高齢者の食事支援というのは一体何なのかという話とか、トータルで全体を考える。で、さらにそこに住居の問題が出てきます。ひとり暮らし等々に対して生活を支援する。そこには食という問題があって、例えば牛乳はどういう役割を持つのかとか、そういうのは単に、何が無駄ということが一概に言えないものがおそらくあるだろうと思いますので、委員の皆様からも貴重な意見を出していただいて、そこで新しい福祉計画をつくっていけばと考えることが必要だと思います。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

事務局からは大体よろしいですか。何か、ございますか。

【事務局】

今回の運営協議会の予定なのですが、来月、2月17日金曜日、場所はこちらと同じ第3、第4会議室で行いたいと思います。また皆様には開催通知を事前にお送りしますので、どうぞよろしく願いいたします。

【林会長】

次回のご案内がありました。特になければ、これで閉会したいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、これで第8回の介護保険運営協議会を閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。

【事務局】

ありがとうございました。

— 終了 — (20 : 00)